

平成 17 年 9 月 6 日

会員各位

東日本建築教育研究会
法規分科会

東日本建築教育研究会
法規分科会

「建築物の安全性確保のための
建築行政のあり方について」
(8/31 時点)

標記の件については、国土交通省社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会による平成 17 年 12 月 19 日の第 1 回部会から平成 18 年 8 月 31 日の約 8 ヶ月にわたる 11 回の部会で審議された結果、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」最終報告が答申された。

また、報告内容のひとつでもある「建築士制度の抜本的な見直し」も含めて、今後は、秋の臨時国会に審議の場を移して正式な成立となる。

以下、関係 HP のとおり私共、建築教育関係者は生徒指導の観点からも是非今後の動きに注視したい。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070901_2_.html

建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 答申

1. 建築士制度、建築行政の執行体制等の現状と課題

(1) 建築士制度の現状と課題

能力の不十分な構造設計担当の建築士やチェック能力のない元請け建築士が存在している
重層的な設計業務の実施体制が常態化し、能力の不十分な建築士が市場で淘汰されない
工事監理が適切に機能していない
十分な報酬が得られない建築士が存在している

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の現状と課題

新築住宅の売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分に履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれる

(3) 建築行政における監督体制・審査体制及び建築関連情報の管理・提供体制等の現状と課題

構造審査等を的確に実施するための建築主事や確認検査員の能力が不十分である
的確に建築行政を執行するための体制整備が急務である
建築物に関する情報の管理体制・提供体制が不十分である

2. 建築士制度、建築行政の執行体制等の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 建築士制度に対する信頼の回復

建築士の資質、能力の向上及び高度な専門能力を有する建築士の育成、活用

建築士の資質、能力の向上が必要

高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

専門分野の建築士の関与による構造設計及び設備設計の適正化が必要

建築士及び建築士事務所の業務の適正化

業務を依頼する建築士について消費者が直接確認できるようにすることが必要

管理建築士による事務所の管理機能の強化が必要

工事監理業務の適正化と実効性の確保

工事監理業務内容等の具体化や報告内容の充実等を図ることが必要

建築主の工事監理者選任義務の履行を担保するための措置が必要

業務実態を踏まえた業務報酬のあり方

設計業務のCAD化、専門分化等の業務実態の変化に合わせて報酬基準を見直すことが必要

団体による建築士及び建築士事務所の業務適正化に向けた取り組みの強化

建築士や建築士事務所の団体により、自主的な自己研鑽や業務の適正化を図ることが必要

(2) 住宅の売主等の瑕疵担保責任の実効性確保

新築住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置が必要

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の充実等

国、都道府県及び特定行政庁は、必要かつ十分な建築行政の執行体制を整備することが必要

研修等を通じ建築確認等の審査能力の維持向上を図ることが必要

建築物及び建築士等の情報を適切に管理し、国民に提供する体制を速やかに整備することが必要

3. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

建築士に求められる資質、能力の確保等

建築士の資格付与要件の見直し（受験資格、実務経験及び試験内容の見直し）

建築士事務所に所属する建築士に対する講習受講の義務化

業務実施時における建築士免許証（顔写真入り）の提示の義務化

高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

一定規模以上の建築物等について、構造設計又は設備設計について高度の知識等を有する一級建築士（特定構造建築士、特定設備建築士（仮称））による設計図書の作成又は法適合性証明の義務付け
確認申請時に、特定構造（設備）建築士が自ら設計図書を作成した場合には特定構造（設備）建築士である旨を証する書類の、その他の場合には法適合性を証明した図書の確認申請書への添付義務化
特定構造（設備）建築士は、構造（設備）設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする

建築士事務所の業務の適正化

管理建築士について一定の実務経験等の要件を付加

管理建築士が技術的観点から開設者に述べた意見が尊重されるよう措置

設計・工事監理の業務内容の管理建築士等による事前説明及び書類による確認の義務化

受託した設計業務等の一括丸投げの禁止、建築士事務所以外への再委託の禁止の徹底

工事監理業務の適正化と実効性の確保

工事監理業務の内容、実施方法、建築主への報告内容等の適正化、明確化

着工届けの際に、工事監理業務の契約書を添付

報酬基準の見直し

専門分野別に標準的な業務量を提示する等の報酬基準の見直し

団体による自律的な監督体制の確立

団体による建築士に対する研修の実施

建築士事務所の団体を通じた業の適正化への取り組み（苦情相談業務の実施、団体名称の使用制限）

団体（指定登録法人）による建築士等の登録事務等の実施

(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

保険や供託、信託等についての具体的な制度設計や消費者保護の仕組みについて検討を行った上で、住宅の売主等に対し瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置の義務化

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等

国、都道府県、特定行政庁における建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

特定行政庁における建築行政職員数、建築主事数等の執行体制を国が定期的にモニタリング

建築主事等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施

審査等に係る法令の解釈・運用方針の明確化

建築確認・検査の特例制度の見直し

建築士が設計・工事監理を行った場合の構造耐力等に関する審査省略制度の見直し

建築関連情報の管理・提供体制の整備

建築物、建築士等に関する各種情報等の総合管理・提供システムの整備

構造計算書に係る電子認証システムの整備